

消 防 安 第 1 4 7 号
平 成 1 7 年 7 月 1 2 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長

「防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について」
の一部改正について

防災処理の方法については、「防災表示制度の運用について」(平成13年2月6日付け消防予第42号)及び「防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について」(平成13年3月30日付け消防予第107号)等による運用を行っており、カーテン及び暗幕の組成繊維にアクリル等が含まれている場合は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いことから、原則として、防災処理の対象から除外しているところ です。

このたび、カーテン及び暗幕であってポリエステル系合成繊維100%で組成されたもの(顔料プリント品を除く。)について、浸漬法により防災性能を付与することができる薬剤が開発され、消防法施行規則第4条の5に規定する登録確認機関の協力を得て、その防災性能の付与に係る技術が確認されたことから、浸漬法による防災処理を行っても差し支えないものとし、下記のとおり標記通知の一部を改正します。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、このことについて、貴都道府県内の市町村にも周知いただくようお願いいたします。

記

「防災処理及び防災表示の方法等に関する留意事項について」(平成13年3月30日付け消防予第107号)の一部を次のように改正する。

第1、1中「防災表示を付する者の登録の基準」を「消防法施行規則第4条の4第4項及び第4条の5第2項の規定に基づき、防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件」に、「組成繊維中、アクリル等の混用率の合計が20%以下である場合は、(4)を含むものを除き」を「組成繊維に含まれるアクリル等が混用率の合計で20%以下である場合((4)を含むものを除く。)及びポリエステル系合成繊維100%で組成されている場合(顔料プリント品を除く。)は、」に改める。